



【第1回】GW10連休で申告・届出期限はどうなるの？

デロイト トーマツ 税理士法人 西村 美智子 / 中島 礼子
税理士

2019年は平成の最後の年となります。

5月1日に即位の礼があるということで、その日が休日となり、結果として4月27日(土)から5月6日(月)までの大型連休が実現します。

ここで気になるのが、税法上の各種申告や届出書の提出期限です。たとえば、以下のような申告書・届出書は連休中に提出期限が到来することになりますが、これらの期限はいつになるのでしょうか。

<連休中に期限が到来する申告書等>

- ・ 12月決算法人の連結納税に係る法人税申告書
- ・ 2月決算法人の消費税申告書
- ・ 12月決算法人の事前確定届出給与に係る届出書^(注)

(注) 株主総会が3月27日～3月31日の場合を想定

結論からいえば、これらの提出期限は5月7日に後ろ倒しされます。

「後ろ倒し」の根拠は国税通則法10条

では、このような「後ろ倒し」の取扱いの法的根拠は何でしょうか？

その答えは国税通則法にあります。国税通則法10条には、申告書等の提出期限が以下の①～③場合、これらの日の翌日をもってその期限とみなす旨が規定されています。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日
- ③ 政令で定める日(土曜日、12月29、30、31日)

これを2019年の大型連休に当てはめると図表のようになります(4月30日が申告期限のケースを想定)。

注意！後ろ倒しルールに当てはまらないケースも

さて、この「後ろ倒し」ルール、当てはまらないケースがあるので注意が必要です。

上述のように、国税通則法は「期限」について「みなす」という形で規定をしています。したがって、もともと「期限」という形で規定されていないものについては、このルールが適用されないのです。

この典型例が消費税関係の届出書です。「課税事業者選択届出書」や「課税期間特例選択届出書」は提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日以後に効力が発生する、という規定ぶりとなっているため、上述のみなし規定があてはまりません。

いずれにせよ、申告書・届出書は早めに提出することを心がけたいですね。

※ 本文中意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ 税理士法人の公式見解ではありません。

【図表】 本来の申告期限が4月30日である場合の取扱い

日付	区分	国税通則法上の取扱い
4月26日(金)	平日	
4月27日(土)	土曜日	
4月28日(日)	日曜日	
4月29日(月)	昭和の日	
4月30日(火)	休日(★)	上記②に該当
5月1日(水)	即位の日(休日) ^(注)	上記②に該当
5月2日(木)	休日(★)	上記②に該当
5月3日(金)	憲法記念日	上記②に該当
5月4日(土)	みどりの日	上記②に該当
5月5日(日)	こどもの日/日曜	上記①に該当
5月6日(月)	振替休日	上記②に該当
5月7日(火)	平日	

★国民の祝日に関する法律3条において、「その前日と翌日が国民の祝日である日は、休日とする」とされている。即位の日は休日であるが、同条の適用上祝日として取り扱うこととされている^(注)ため4月30日と5月2日は休日となる

本来の申告期限 → 申告期限とみなされる日

(注) 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律